

65歳以上の皆様へ

HP 13744

介護保険料の納入通知書を7月に送付します

65歳以上の方の介護保険料は、本年4月1日現在の被保険者本人と世帯員の課税状況などにより決定しています。保険料の金額や納期限の確認をお願いします。

介護保険料の納め方

| 年金額 | 年額18万円以上の方 | 年額18万円未満の方 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 年金から徴収されます(特別徴収) | 納付書や口座振替で納めます(普通徴収) |
| 徴収方法 | <p>年6回ある年金の定期支給の際、支給額から介護保険料が差し引かれます。(年金額が18万円以上でも納付方法が納付書や口座振替になる場合があります。)</p> <p>例 ● 年度途中で65歳になった時 ● 他の市区町村から転入した時 ● 年度途中で確定申告等をして所得段階が変更となった時 ● 年金の支給が停止された時</p> <p>など</p> | <p>7月から翌年3月までの9回払いで納付します。7月に納付書が郵送されますので、納期限までに納めてください。なお、現在、納付書支払いの方で口座振替を希望される場合は手続きが必要です。</p> <p>必要なもの ● 預金(貯金)通帳 ● 印鑑(通帳の届出印)</p> <p>手続き場所 高齢介護 G (窓口6番)</p> |

問 保健福祉課 高齢介護 G 77-6542

年金事務所からのお知らせ

HP 1246

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

申請免除制度

前年所得が一定額以下の方や失業等により所得が減少した方など、経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合、申請・承認されることにより、保険料の全部または一部が免除されます。また未納がある場合、申請時点より2年1か月前まで遡り申請することができます。

所得審査の対象者 本人・配偶者・世帯主

※失業による特例で申請する場合、失業者本人の所得は「0円」として審査します。

※令和8年度分(本年7月分～令和9年6月分)の申請は、7月1日から受け付けします。

納付猶予制度

50歳未満の方で前年所得が一定額以下の場合、申請・承認されることにより、保険料の納付が猶予されます。

所得審査の対象者 本人・配偶者



詳しくは町HPへ

問 北見年金事務所 国民年金課 0157-25-9635 / 問 戸籍保険課 戸籍年金 G 77-6532

国民健康保険からのお知らせ

HP 6956

国民健康保険資格確認書等の更新

現在ご使用の「資格確認書」(ピンク色)及び70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」の有効期限は7月31日です。国保加入者の皆様には昨年7月下旬に現在ご使用の資格確認書もしくは資格情報のお知らせを郵送していましたが、今年は次のとおり予定していますのでご注意ください。

マイナ保険証の利用登録をしていない方

「資格確認書」を送付(色は緑色)

今回送付する資格確認書は8月1日から使用できます。7月末までは現在の資格確認書(ピンク色)をお使いください。

マイナ保険証の利用登録をしている70歳以上の方

「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を送付(資格確認書は届きません)

今回送付する資格情報のお知らせは8月1日から使用できます。7月末までは現在お持ちの資格情報のお知らせをお使いください。病院や薬局にはお持ちのマイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示してください。

マイナ保険証の利用登録をしている70歳未満の方

「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」は届きません

病院や薬局にはお持ちのマイナ保険証とともに昨年送付した資格情報のお知らせを引き続き提示してください。資格情報のお知らせは加入者の保険資格情報を確認するもので、この書類のみで病院等を受診することはできません。

マイナ保険証の利用をご希望の方は、医療機関受診時にマイナンバーカードを持って、医療機関等に設置されている顔認証付きカードリーダーで利用登録ができる他、役場でも利用登録の手伝いができます。

次に該当する場合はお手続きが必要です

| | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 窓口での受け取りを希望される方 | 資格確認書等が届かない場合 | マイナ保険証の利用が困難な方 |
| 役場窓口で資格確認書等の受け取りを希望される方は、7月9日(金)までにお申し出ください。期日以降はお取り扱いできません。なお、窓口での受け取りは7月17日(金)以降になります。 | 8月に入っても資格確認書等が届かない場合は、不在等のため役場に返送されていることも考えられますので、ご面倒をおかけしますがご連絡ください。 | ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証を利用登録していても利用することが難しい方は、申請いただくと「資格確認書」を交付することができます。ご希望の方はお申し出ください。 |

問 戸籍保険課 医療給付 G (窓口4番) 77-6533

7月31日が更新期限

HP 1550/1551/1553

重度心身障がい者・ひとり親家庭・子ども医療費受給者証の更新

現在お持ちの各受給者証の有効期限は7月31日(金)です。引き続き医療費の助成を受けるためには受給者証の更新が必要です。

手続き必要 重度心身障がい者・ひとり親家庭

7月中旬にご案内しますので、更新の手続きをお願いします。

手続き不要 子ども医療

7月中旬に受給者証を送付しますので、8月から利用できます。

※保護者と子どもが別居している場合はお手続きが必要となります。

問 社会福祉課 民生障がい福祉 G 77-6540

「あんしんねっとびほろ」に登録しましょう

町では、登録した方に防災などの情報を配信する「あんしんねっとびほろ」を開設しています。

スマートフォンだけでなく、パソコンやメール機能が使用できる携帯電話をお持ちであれば、どなたでも受信が可能ですので、ぜひご登録ください。

【登録方法】

携帯電話等で以下のメールアドレスへ、または二次元コードを読み取って、空メールを送信してください。数分後に、仮登録メールが届きますので、メールの内容に沿って本登録を行ってください。

touroku@anshin.town.bihoro.hokkaido.jp



空メールはこちらから